

～業務妨害、不正アクセスなど子供による犯罪も多発～

CASE1 多くの人の注目を浴びたくて

少年は、スーパーの店内において、パンや菓子の包装紙にいたずらをする様子を撮影し、動画投稿サイトに投稿した。投稿した動画に対する反響などを見て、自分を英雄視していた。



誤った自己顕示欲による**安易なインターネットへの投稿が、業務妨害罪**につながることがあります。

刑法：業務妨害罪
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE2 ひっくりかえりと思って

少年らは、スマートフォンから自動的に110番するウイルスを作成した後にインターネットに拡散させて、スマートフォン使用者が意図しない110番発信を全国で多数発生させた。



安易な気持ちでやった行為が、**社会システムを麻痺させる重大な行為**となります。ITスキルを悪用してはいけません。

刑法：不正指令電磁的記録供用
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE3 自分の技術を自慢したくて

少年は、中学・高校の生徒の成績などをインターネット上で管理するシステムにアクセスし、生徒の名前や住所、成績などの大量の情報を不正に盗みだした。

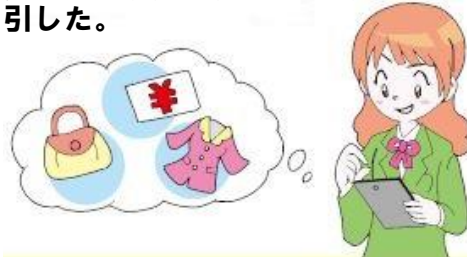


インターネットを始めとするコンピュータ・ネットワークは、社会の重要な基盤です。他人のID・パスワードを勝手に使って、システムにアクセスすると、**犯罪**になります。

不正アクセス禁止法違反
(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

CASE4 子供が誘うのも犯罪！

女子高校生は、出会い系サイトに自分の年齢や容ぼうを記載し、「買い物や映画に連れて行ってほしい。お小遣いをもらいたい」などと書き込み、金品を受けることを示して人を児童との異性交際の相手方となるように誘引した。



出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、**子供であっても違法**です。

出会い系サイト規制法違反
(100万円以下の罰金)

注：典型的な適用罪名を記載。子供、児童とは18歳未満の者をいう。

《警察庁「STOP！ネット犯罪 -あなたの子どもが狙われている！-」(http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/)を加工して作成》